

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

○亀岡市税条例施行規則の一部改正
 (税務課) 3

—— 告 示 ——

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 4

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 4

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 4

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5

○指定緊急避難場所の指定 (自治防災課) 6

○指定避難所の指定 (自治防災課) 9

○公示送達 (税務課) 11

○都市計画の変更に係る図書の縦覧
 (下水道課) 12

○南丹都市計画公園の変更による図書の
 縦覧 (都市計画課) 12

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 13

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 13

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 13

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 14

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 14

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 14

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 15

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 15

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 16

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 16

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 16

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 17

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 17

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 17

○亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 18

○亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実
 施要綱及び亀岡市母子家庭等自立支援
 高等技能訓練促進費等事業実施要綱の
 一部改正 (子育て支援課) 18

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 19

○地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 20

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	20	選挙管理委員会欄	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	20	—— 告 示 ——	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	21	○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所	31
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	21	農業委員会欄	
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	22	—— 公 告 ——	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	23	○第58回亀岡市農業委員会総会の開催	31
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	24	上下水道部欄	
—— 公 告 ——		—— 告 示 ——	
○南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画 (都市整備課)	24	○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示	32
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	25		
○南丹都市計画道路の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	25		
—— 任免及び辞令 ——			
監査委員会欄			
—— 公 表 ——			
○平成25年度定期監査結果に対する措置状況	27		
○平成25年度行政監査結果に対する措置状況	29		
教育委員会欄			
—— 規 則 ——			
○亀岡市学校規模適正化検討会議規則	30		

規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第18号

亀岡市税条例施行規則の一部を改
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規
則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「携行を必要とする身分の証票」を
「に携行を必要とする証票」に改める。

別記第37号様式中「3,000円」を
「3,500円」に、「1,000円」を
「1,500円」に、「25年」を「29年」
に、「京都府又は亀岡市」を「京都府」に、
「85%」を「84.895%」に、
「80%」を「79.79%」に、「70%」
を「69.58%」に、「67%」を
「66.517%」に、「57%」を
「56.307%」に、「50%」を
「49.16%」に改める。

別記第40号様式中「問合せ先 亀岡市役所
税務課 TEL0771-22-3131
内線2373 2374」を削り、
「3,000円」を「3,500円」に、
「1,000円」を「1,500円」に、
「25年」を「29年」に、「京都府又は亀岡
市」を「京都府」に、「85%」を
「84.895%」に、「80%」を

「79.79%」に、「70%」を
「69.58%」に、「67%」を
「66.517%」に、「57%」を
「56.307%」に、「50%」を
「49.16%」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の
別記第37号様式及び別記第40号様式につい
ては、平成26年度の市民税・府民税の課税分
から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岡本 純一

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 樋口 昭男

2 変更年月日

平成26年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 秀樹

2 変更年月日

平成26年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井内 利博

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

指定する指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類(※1)								指定避難所との重複(※2)
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象	
亀岡中学校[体育館]	内丸町13	1	1		1		1	1		1
亀岡小学校[体育館]	内丸町15	1	1		1		1	1		1
城西小学校[体育館]	余部町前川原46	1	1		1		1	1		1
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1	1	1		1		1	1		1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	1	1		1		1	1		1
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	1	1		1		1	1		1
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1	1	1		1		1	1		1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9	1	1		1		1	1		1
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	1	1				1	1		1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15	1	1				1	1		1
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24	1	1		1		1	1		1
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17	1			1		1	1		1
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4	1	1				1	1		
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条荒水代1	1	1		1		1	1		1

曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1	1	1				1	1		1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園体育館[小体育館]	曾我部町穴太土渕33-1	1	1		1		1	1		1
南桑中学校[体育館]	稗田野町太田丸橋1	1	1		1		1	1		1
稗田野小学校[体育館]	稗田野町佐伯源ノ坊18	1	1		1		1	1		1
稗田野生涯学習センター	稗田野町佐伯西ノ辻9-1	1	1		1		1	1		1
人権福祉センター	稗田野町佐伯琴敷78-1	1	1		1		1	1		
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2	1	1		1		1	1		1
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23	1	1		1		1	1		1
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3	1	1				1	1		1
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5	1	1		1		1	1		1
畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1	1	1				1	1		1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29	1	1		1		1	1		1
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15	1			1		1	1		1
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69	1	1		1		1	1		1
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1	1	1		1		1	1		1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7	1	1		1		1	1		1
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1	1	1		1		1	1		1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目58番1-201号	1	1		1		1	1		1
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	1	1		1		1	1		1
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	1	1		1		1	1		1
高田中学校[体育館]	馬路町溝ノ上14-4	1	1		1		1	1		1
川東小学校[体育館]	馬路町野堀1-7	1	1				1	1		1

馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1	1	1		1		1	1		1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4	1	1				1	1		
旭コミュニティセンター	旭町年角25	1	1				1	1		1
千歳町公民館	千歳町千歳垣根2-3	1					1	1		1
さくら公園体育館	千歳町国分後田1	1	1		1		1	1		1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1	1	1		1		1	1		1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20	1	1		1		1	1		1
保津町公民館	保津町構ノ内53	1	1				1	1		1
保津文化センター	保津町式番11-1	1	1				1	1		
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1	1	1		1		1	1		1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7	1	1		1		1	1		1
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68	1	1		1		1	1		1
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1	1	1		1		1	1		1
篠公民館	篠町篠中北裏68	1	1				1	1		1
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	1	1				1	1		
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3-6-7	1	1		1		1	1		1
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	1	1		1		1	1		1
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1	1	1		1		1	1		1
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-3	1	1		1		1	1		1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1	1	1		1		1	1		1

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

「揭示済」

亀岡市告示第114号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

指定する指定避難所

施設の名称	施設の所在
亀岡中学校[体育館]	内丸町13
亀岡小学校[体育館]	内丸町15
城西小学校[体育館]	余部町前川原46
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条荒水代1
曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24
亀岡運動公園体育館[小体育館]	曾我部町穴太土淵33-1
南桑中学校[体育館]	稗田野町太田丸橋1
稗田野小学校[体育館]	稗田野町佐伯源ノ坊18
稗田野生涯学習センター	稗田野町佐伯西ノ辻9-1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5
畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29

亀岡市交流会館	宮前町神前長野15
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目58-1-201
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ケ森21
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ケ森19
高田中学校[体育館]	馬路町溝ノ上14-4
川東小学校[体育館]	馬路町野堀1-7
馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1
旭コミュニティセンター	旭町年角25
千歳町公民館	千歳町千歳垣根2-3
さくら公園体育館	千歳町国分後田1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20
保津町公民館	保津町構ノ内53
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1
篠公民館	篠町篠中北裏68
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1
南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-3
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1

「揭示済」

亀岡市告示第115号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成25年度第3期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成25年度第3期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成25年度第3期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成25年度第3期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成25年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類及び名称
南丹都市計画下水道（亀岡市公共下水道）
- 2 都市計画を定める土地の区域
昭和49年告示第21号の土地の区域に追加する部分
亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打、上中島及び下中島並びに追分町一本木地内の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」

亀岡市告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画公園を変更した。当該都市計画の図書を同法第21条第2項に

において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 5・5・303号 京都・亀岡保津川公園
追加する部分
亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打及び上中島並びに追分町一本木の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 吉野 明彦

2 変更年月日

平成26年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大野 健二

2 変更年月日

平成26年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 覚

2 変更年月日

平成26年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「旅籠町自治会」

- 1 主たる事務所所在地の変更
 - (1) 省略
 - (2) 変更年月日 平成26年4月26日
- 2 代表者の変更
 - (1) 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 桂 文子
 - (2) 変更年月日
 - 平成26年4月26日
 - (3) 変更理由
 - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町柿花区」

- 1 変更があった事項及び内容
 - 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 稲荷 良一
- 2 変更年月日
 - 平成26年4月12日
- 3 変更理由
 - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月12日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町北ノ庄区」

- 1 変更があった事項及び内容
 - 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 安達 耕一郎
- 2 変更年月日
 - 平成26年4月24日
- 3 変更理由
 - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1905-61007

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 昭和61年5月31日
- 3 無効になる日
 平成26年5月13日

「揭示済」

亀岡市告示第125号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-11033

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成15年4月11日
- 3 無効になる日
 平成26年5月13日

「揭示済」

亀岡市告示第126号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年5月15日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成26年5月15日（木）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 9台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
 保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第127号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年5月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1111-65005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年1月1日
- 3 無効になる日
 平成26年5月19日

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったの

で、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町並河区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 田中 泰弘
- 2 変更年月日
 平成26年5月6日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 廣瀬 照雄
- 2 変更年月日
 平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森山 勲

2 変更年月日

平成26年4月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 博司

2 変更年月日

平成26年4月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 一夫

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成26年6月2日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成26年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第134号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び亀岡市母子家庭等自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び亀岡市母子家庭等自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示

（亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正）

第1条 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人

控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「同法」に改める。

第6条第1項第2号中「高等技能訓練促進給付金」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第7条第1項第1号中「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改める。

（亀岡市母子家庭等自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部改正）

第2条 亀岡市母子家庭等自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

題名中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第1条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、「一時金」を「修了支援給付金」に、「高等技能訓練促進給付金」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第2条第3号中「訓練促進費及び一時金」を「訓練促進給付金及び修了支援給付金」に改める。

第4条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同項第2号ただし書を削り、同条第2項中「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第5条第1項中「訓練促進費の」を「訓練促進給付金の」に改め、同項第1号中「訓練促進費を」を「訓練促進給付金の支給を」に改め、同条第2項中「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第7条第1項中「高等技能訓練促進費」を

「高等職業訓練促進給付金」に改め、同項第1号中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同号ウ中「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「同法」に改め、同項第2号中「一時金」を「修了支援給付金」に改め、同号ウ中「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改め、同条第2項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第8条第2項中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第9条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

第10条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

別記第1号様式中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「（訓練促進費）」を「（訓練促進給付金）」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に改める。

別記第2号様式中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「（訓練促進費）」を「（訓練促進給付金）」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、「・一時金」を「・修了支援給付金」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、平成26年3月31日以前に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、平成26年3月31日以前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容
 - 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 山口 勝己
- 2 変更年月日
 - 平成26年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山下 勝美

2 変更年月日

平成26年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「東別院町大野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山崎 和彦

2 変更年月日

平成26年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「畑野町高橋区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成26年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山口 一邦

(2) 変更年月日

平成26年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「西別院町上ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中島 義明

2 変更年月日

平成26年5月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西原 逸彦

2 変更年月日

平成26年5月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年5月29日から平成26年6月11日まで一般の縦覧に供する。

平成26年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先	99.00m	4.00m
		亀岡市旭町井戸ノ下224番先		14.80m

「揭示済」

亀岡市告示第142号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年5月28日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年5月29日から平成26年6月11日まで一般の縦覧に供する。

平成26年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先	99.00m	4.00m
		亀岡市旭町井戸ノ下224番先		14.80m

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年5月29日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0505-41018

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成25年10月8日

3 無効になる日

平成26年5月29日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第20号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成26年6月5日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成26年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 事業の名称

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧期間

平成26年5月8日から
平成26年5月22日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第21号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成26年5月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成26年5月19日
午前9時30分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市曾我部町穴太河原口地
内
- 3 種類 シーズー様
- 4 毛色 濃灰色
- 5 性別 雌
- 6 体格 小型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪有（白地に赤縁取り I
LOVE DOGの印字）

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成26年
5月25日）までに引取りのないときは
処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第22号

南丹都市計画道路を変更するため、都市計画
法（昭和43年法律第100号）第21条第2
項において準用する同法第17条第1項の規定
により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に
供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間
満了の日までに市民及び利害関係人は市長に意
見書を提出することができる。

平成26年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - （1）3・4・1号紺屋三宅線（全線廃止）
廃止する区域
亀岡市荒塚町二丁目、紺屋町、紺屋町坤、
本町、本町巽、横町、旅籠町、突抜町、
北古世町一丁目、北古世町二丁目、三宅
町並びに三宅町北ノ垣内及び野々神の各
一部
 - （2）3・4・4号余部安町線
廃止する区域
亀岡市余部町和久成、天神又、榎又及び
前川原並びに安町中島の各一部

- (3) 3・4・5号西町亀岡停車場線
廃止する区域
亀岡市紺屋町、本町、内丸町及び西町の各一部
- (4) 3・5・7号亀岡停車場三宅線
追加及び廃止する区域なし
- (5) 3・5・10号並河運動公園線
廃止する区域
亀岡市曾我部町穴太出井、奥田、十壱、小原、達原及び東ノ辻、曾我部町重利矢折、西ノ垣内及び先代並びに曾我部町西条下千代、上千代及び中檀ノ上の各一部
- (6) 3・4・26号並河北河原線
廃止する区域
亀岡市北河原町二丁目並びに余部町新堂、岸ノ下、清水又、上条及び天神又の各一部
- (7) 3・5・101号安町線
廃止する区域
亀岡市安町中島の一部
- (8) 3・6・102号下矢田三宅線（全線廃止）
廃止する区域
亀岡市下矢田町三丁目、古世町一丁目、古世町二丁目、古世町三丁目及び三宅町稲荷垣内の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成26年5月27日から
平成26年6月10日まで

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 荒 田 豊
辻 謙 一
亀岡市防災会議委員に委嘱します
松 本 行 雄
亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します
任期は平成28年1月31日までとします
平成26年5月1日

美 馬 義 晴
亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます
牧 野 吉 明
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
任期は平成28年3月27日までとします
平成26年5月14日

牧 野 吉 明
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成26年9月4日までとします
平成26年5月27日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年5月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部</p> <p>ア 都市計画課</p> <p>屋外広告物許可手数料において、許可の開始期間が許可の交付日より前の日になっているものがあった。</p> <p>亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則には、許可をするときは、申請書に許可印を押印し、申請者にこれを交付するものと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 都市整備課</p> <p>(ア) 都市公園の占用許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>都市公園法第6条第2項には、許可を受けようとする者は占用の目的、占用の期間、占用の場所等を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則に基づき、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>都市公園法に基づき、許可申請書について、占用期間を記載した許可申請書を提出させるよう改善した。</p>

(イ) 市有地占用料にかかる許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 土木管理課

河川占用料にかかる許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

河川法施行規則第12条には、別記様式により記載事項が定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

オ 建築住宅課

(ア) 市有地占用料にかかる許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料において、年度途中で提出された当該行政財産の占用許可申請にかかる納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

財務規則に基づき、許可申請について、占用期間を記載した許可申請書を提出させるよう改善した。

河川法施行規則に基づき、許可申請について、占用期間を記載した許可申請書を提出させるよう改善した。

財務規則に基づき、許可申請について、占用期間を記載した許可申請書を提出させるよう改善した。

財務規則に従い、行政財産の占用許可申請にかかる納入通知書の納期限については、納入通知書を発する日から14日以内の日を記載することを徹底した。

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年5月27日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部</p> <p>(2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。</p> <p>〔市営住宅〕</p> <p>家賃減免承認申請書に添えて提出する添付書類に誤っているものがあった。また、家賃減免承認申請書において、減免理由等の項目に記載が漏れているものもあった。</p> <p>家賃減免承認申請時に必要な書類を添付されたい。また、家賃減免承認申請書には減免理由等の必要事項を記載されたい。</p>	<p>市営住宅家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱に基づいて、家賃減免申請書に必要な書類を添付するように改善した。</p> <p>家賃減免承認申請書提出時において、減免申請理由等を記載するように徹底した。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市学校規模適正化検討会議規則をここに公布する。

平成26年5月20日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市学校規模適正化検討会議規則

(目的)

第1条 亀岡市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）における児童数及び生徒数の現状を踏まえ、学校教育活動充実を図り、適正な学校の規模のあり方を検討するため、亀岡市学校規模適正化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、亀岡市学校規模の適正化に関する基本方針策定に向けた各種観点からの提言を行う。

(委員)

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者、その他住民のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、検討会議を総理し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定による委員の委嘱又は任命後最初に開かれる検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

平成26年6月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成26年6月3日から
同月7日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第2号

第58回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成26年5月30日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

- 1 日時 平成26年6月3日(火)
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 2階
202・203会議室
- 3 議題 (1)平成25年度亀岡市農業委員会事業報告
(2)平成26年度亀岡市農業委員会事業計画(案)

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事事業者に
おける事業廃止の告示

平成26年5月29日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止
届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置
工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
71	サンヨー設備 株式会社	代表取締役 山本 常弘	高槻市西冠3丁目 30番5号

「揭示済」